

17 島根県立大学短期大学部授業運営細則

平成 21 年 9 月 16 日

(目的)

第 1 条 この細則は、島根県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 6 条第 2 項、第 21 条及び島根県立大学短期大学部履修規程（以下「履修規程」という。）第 8 条の規定の適用に関し必要な事項を定めるほか、授業の運営に際し必要な事項を定めるものとする。

(授業時間)

第 2 条 授業時間は次のとおりとする。

- (1) 第 1 時限 9:00～10:30
- (2) 第 2 時限 10:40～12:10
- (3) 第 3 時限 13:10～14:40
- (4) 第 4 時限 14:50～16:20
- (5) 第 5 時限 16:30～18:00

2 前項に定めるところによらずに実施する授業の授業時間については、別に定める。

(学外で授業を行う場合)

第 3 条 教員は、以下の各号に掲げる授業（実習及び海外で実施する授業を除く。）を学外で実施しようとする場合は、原則として実施する日の 1 週間前までに、「学外授業実施届」（様式第 1 号）を教務学生課を経由して短期大学部長に提出するものとする。

- (1) 実施期間が移動日を含めて 2 日以上にわたる授業
- (2) 大学が休業日（土、日、祝日、春・夏・冬季休業日）に実施する授業
- (3) 教員が届出をする必要があると判断した場合

(学生が授業を欠席する場合の取扱い)

第 4 条 学生が次の各号に掲げる事由により、島根県立大学短期大学部学生通則（以下「学生通則」という。）第 14 条に定める欠席届又は「就職活動・進学受験による欠席届」（様式第 2 号）を提出した場合は、当該学生が履修する授業科目を担当する教員は、適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 教職課程及び保育士養成課程の履修登録を行っている学生が教育実習・保育実習等を行う場合
- (2) 海外渡航を伴う授業の受講者が査証手続きを行う場合
- (3) 学則第 15 条及び島根県立大学短期大学部留学規程に基づき留学を許可した学生が査証手続きを行う場合
- (4) 就職活動を行う場合
- (5) 進学のために受験する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、担当教員が必要と認めた場合

2 前項第 3 号については、以下に掲げる要件を満たしているものに限るものとする。

- (1) 学生が会社、官庁、学校及び医療機関等（以下「企業等」という。）の指定する日時に選考試験（面接を含む。）を受ける場合
- (2) 学生が企業等の指定する日時（選択する余地があっても、その全ての日時が講義と重複する場合を含む。）に当該企業等を訪問又は当該企業等が開催する説明会（合同説明会を

含む。)に参加する場合

(3) 学生が内定企業等から呼び出しを受けた場合

3 前項の場合において、学生が授業と重複しない日時を選択できる余地がありながら、自己都合により当該企業等を訪問または説明会（合同説明会を含む。）に参加する場合は、欠席扱いとする。

（教員の都合により休講する場合の取扱い）

第5条 授業を休講しようとする教員は、「休講届」（様式第3号）を教務学生課を経由して学長あてに提出するものとする。

2 授業を休講した教員は、当該授業の補講を必ず実施するものとする。

3 補講日は、原則として次に定めるところにより設けることができるものとする。

(1) 日程については、必ず教務学生課と調整を行なうものとする。

(2) 補講は、原則としてレポート提出や公開講座等への出席に代える措置により行なわないものとする。

4 補講を学期終了後に実施する場合は、当該補講は補講の対象となる授業が属する学期に実施したものとみなす。

（臨時休業等）

第6条 学長は、非常変災その他急迫の事情があるときは授業を休講又は学則第6条第2項に規定するところにより臨時休業とすることができる。

2 学長は法令の規定による出席停止者又は新型インフルエンザ罹患による欠席学生数が一定期間内に一定数を超えたときは休講又は臨時休業とすることができる。

3 前各項において、副学長及び教務学生生活部長は授業等の取扱いについて協議し、必要があるときは学校医の意見も参考とした方針を学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の規定に基づく報告があった場合は、授業等の取り扱いを決定し、教務学生課を通じて学生及び関係者に周知するものとする。

（就職活動又は進学のための受験と学期末試験が重複した場合の取扱い）

第7条 就職活動又は進学のための受験が学期末試験と重複した場合については、以下のとおり取扱うものとする。

(1) 学生が企業等の指定する日時に選考試験（面接を含む。）を受ける場合又は進学のために受験する場合は、追試験を認める。

(2) 学生が企業等の指定する日時（選択する余地があっても、その全ての日時が学期末試験と重複する場合を含む。）に当該企業等を訪問または当該企業等が開催する説明会（合同説明会を含む。）に参加する場合は、追試験を認める。

(3) 学生が学期末試験と重複しない日時を選択できる余地がありながら、自己都合により企業等を訪問又は説明会（合同説明会を含む。）に参加する場合は、追試験は認めない。

(4) 学生が内定企業等から呼び出しを受けた場合は、前第1号及び第2号に準じて取扱うものとする。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 6 月 1 7 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

学 外 授 業 実 施 届

年 月 日

島根県立大学短期大学部長 様

担当教員名

下記のとおり学外で授業を行いますので届け出ます。

記

実施する 授業名等	
目 的	
内 容 日 程 場 所 交 通 宿 泊 先	
実施中の 連 絡 先	TEL.
参加者 学 年 氏 名 人 数	計 名
備 考	

(注) 枠内の各項目は、内容のわかる書類を添付すれば記入を省略することができる(本書には「別添」と記入)

様式第2号

就職活動・進学受験による欠席届

年 月 日

(科目担当教員)

様

学 科 名

学籍番号

氏 名

下記のとおり欠席 ^{します} _{しました} ので、届け出ます。

記

欠席日	年 月 日
欠席理由等	1 進学のための試験を受けるため 2 選考試験（面接を含む）を受けるため 3 会社（官庁）訪問を実施するため 4 会社（官庁）説明会に出席するため 5 会社合同説明会に出席するため 6 その他（ ）
欠席科目等	科目名「 」 講義・試験

注1 この届出は、欠席する授業科目の担当教員ごとに提出すること。

注2 原則として、欠席する1週間前までに提出すること。

注3 欠席理由は、該当する理由に○を付すこと。「その他」の場合は、その理由を具体的、詳細に記載すること。

注4 就職活動又は進学受験の内容（日時、場所、活動内容）を明らかにする書類を必ず添付すること。

様式第3号

年 月 日

島根県立大学（短期大学部）学長 様

〇〇キャンパス
担当教員名

休 講 届

下記のとおり休講しますので届け出ます。

記

科 目	
休 講 日	年 月 日 ()
休 講 理 由	
補 講 日	年 月 日 () 第 時限目
その他受講者に 知らせること	